

19世紀の村落体制と貧民・貧困 — 江戸末期の仙台領・一関領の事例 —

頼 富 省 三

はじめに

- 1 村の犯罪捜査と逃亡者の手配
 - 1.1 被疑者・共犯者の特定
 - 1.2 被疑者・共犯者の取調べと弁明
 - 1.3 逃亡者の手配
- 2 村「諸役」負担への異論
 - 2.1 組頭の願書
 - 2.2 仮肝入の願書
 - 2.3 村落体制の弛緩
- 3 村役人と貧農・中農
 - 3.1 与左衛門・伊平の社会階層
 - 3.2 与左衛門の家と村役人
- 4 糶備蔵
 - 4.1 凶作のための糶備蔵
 - 4.2 備蓄の量と効果
 - 4.3 糶備蔵の管理方法

むすび

はじめに

この研究ノートでとりあげる2つの事例は、犯罪処理の手順、村落の支配体制、庶民の心性（心のうち）などを詳しく記しており、注意深く検討する価値があると思われた。なぜなら、こうした文書は、数量的研究のみからは知りえ

ない村の仕組み(村落体制)や庶民の暮らしを、事件の展開に即してくっきりと浮かび上がらせるからである。

事例資料は、19世紀の仙台領・一関領で作成された文書2点である。1つは、仙台領内・東磐井郡新沼村でおきた村備え粉窃盗事件の、捜査・犯人逃亡・手配などの顛末を記した文書である。2つは、一関領内・西磐井郡楊生村のある百姓の、「困窮」を理由とした償金(郡村経費)・雑税の納入拒否に対する村役人の対応を記した文書である。

前者は、文書2点(「新沼村備粉窃盗届書」「無行衛御披露書立」)からなり、事件の発生から手配までを追跡できる。また、われわれはこの文書一式から、犯罪の捜査手順だけでなく、この時期の貧農の暮らし向きを推定することができる。後者もやはり、文書2点(口上書)からなり、そこから村役人の説得に対して「悪口など申出、甚だ不都合の身軀」をみせる中百姓と、それに対する村役人の困惑と対応(地方支配の弛緩)を読みとることができる。文書の点数は少ないが、われわれはここから、19世紀の百姓の間では、貧民や貧困が一般化していたこと、村の支配体制に弛緩が見られることなどを知ることができる。

一般に、江戸時代の百姓は「統治者から搾取されるもの」(いわゆる社会的弱者)と理解されがちである。まして、わずかの土地を耕作する小百姓(貧農)については、彼らはもっぱら耐え忍ぶことで生存してきた、というイメージがある。しかし、この時代の小百姓(あるいは中百姓)は弱いだけでなく、したたかでたくましい一面をもつ存在であったらしい。そうした姿が、本資料からは浮かび上がってくるのである。

なお、ここで使用する資料の信憑性を確認し、また記載事実に対する追加的な情報をえるため、近世文書3点(「東山新沼村当人数御改帳」「磐井郡流楊生村当人数御改牒」「風土記御用書出(新沼村)」)、近代文書4点(「陸中国磐井郡新沼村戸口文書」「陸中国磐井郡増澤村戸口文書」「凶作ニ関スル情況報告」「八澤村事務報告」)を追加使用した。使用資料は下記一覧のとおりである(な

お、(1) 以外はすべて原本である)。

- (1) 1775 [安永4] 年「風土記御用書出(新沼村)」(『宮城県史27(資料編5)』所収)
- (2) 1808 [文化5] 年「乍恐口上書を以奉願上候事」
- (3) 1808 [文化5] 年「乍憚口上書を以奉願候事」
- (4) 1816 [文化13] 年「磐井郡流楊生村当人数御改牒」
- (5) 1824 [文政7] 年「新沼村備粉窃盗届書」(仮題)
- (6) 1824 [文政7] 年「無行衛御披露書立」(同)
- (7) 1824 [文政7] 年「東山新沼村当人数御改帳」
- (8) 1870 [明治3] 年 陸中国磐井郡新沼村戸口文書
- (9) 1870 [明治3] 年 陸中国磐井郡増澤村戸口文書
- (10) 1906 [明治39] 年「凶作ニ関スル情況報告」(岩手県東磐井郡八澤村文書)
- (11) 1906 [明治39] 年「八澤村事務報告」(同)

1 村の犯罪捜査と逃亡者の手配

1824 [文化7] 年5月、仙台領新沼村(現岩手県東磐井郡藤沢町新沼)の粉蔵から大量の備粉が盗まれ、大肝入から派遣された徒者メリ役¹⁾の指揮のもとで捜査がおこなわれた。被疑者として小百姓の与左衛門が、共犯者として大百姓の部屋住み・幸次郎が浮上した。徒者メリ役等は被疑者の居宅搜索、売米情報、風聞の聴取などを実施し、兩人を拘束・尋問する。取調べは難航し、彼らの自白を引き出すには至らない。ところが、尋問2日目に与左衛門は番人の隙について逃亡する。徒者メリ役、村役人、親類、五人組などは総出で与左衛門の行方を搜索するが、発見に至らず、手配書を出すことになる。

1.1 被疑者・共犯者の特定

村による犯罪捜査は、1) 盗難物の数量確認(現場検証)、2) 風聞・風評の聞き取り、3) 被疑者の特定、4) 家宅捜査、5) 逮捕・拘束・尋問など5つの手順を踏んでおこなわれた。現場検証は、村人の通報を受けた蔵主兼組頭(善左衛門)と仮肝入(惣左衛門)によってなされた。彼らは「自分粉備蔵」へ検分へ赴き、下げ錠の封印が破られ粉26俵が盗まれたことを確認し、現場周辺の検分もあわせておこなった。次いで、日頃からとかくの噂のある者について風聞を集め、怪しい者の家捜しなどを実施した。その結果、与左衛門が容疑者として浮かび、大肝入(白石東吉)に口頭報告された。翌日、大肝入配下の徒者メリ役が派遣され、彼は全組頭とともに与左衛門の居宅を捜査したのである。

容疑者の特定は、次の5つの根拠に基づいておこなわれた。1) 被疑者(与左衛門)の住居が粉蔵と極めて近い距離であること。2) 粉粒(物的証拠)が居宅に至る道筋に落ちていたこと。3) 彼の「行い」が日頃から芳しくなかったこと。4) 彼の世帯は困窮状態にあること。5) 与左衛門は売米をしているという噂(事実)があったことである。こうして与左衛門は被疑者として特定されたのである。

一方、徒者メリ役等は、窃盗量が「俵物十数俵」と多量であったことから、与左衛門1人の仕業(犯行)とは考え難く、共犯者の存在を想定し、捜査をはじめた。その結果、幸次郎(伊之助の孫)が浮上した。その根拠は、次の4点であった。1) 与左衛門と前々から「諸事熟意(懇意)で馴合」っていたこと。2) 売米を依頼していたこと。3) 彼は与左衛門から、2度にわたって「金代(現金)」を受取っていたこと。4) 部屋住みの身(次男)であったことである。

1.2 被疑者・共犯者の取調べと弁明

与左衛門の居宅が搜索されると、そこから空俵11俵(内糠入4俵)と上菰9

枚（かがり縄の切り取られた状態）が発見された。徒者メリ役等は、この物証発見によって与左衛門を「始末」（拘束）し、吟味をおこなった。これに対して与左衛門は、本件については一切覚えがないと否認し、物証などの容疑については次のように弁明し、1）空俵は親の代に御囲粉を拝借したものであること、2）売米は伊之助から依頼されたものであること、3）売却した相手は記憶にないと、容疑を全面否認したのである。その日の吟味は夜中に及んだので翌日再吟味となった。ところが翌日の昼過ぎ、与左衛門は小用中に番人の手を振り切り、縄付きのまま山中に逃亡した。

一方、共犯容疑者の幸次郎は2度にわたる売米の代金受取りは認めた。しかし、その際の売却米は、祖父（伊之助）に隠れて自家米を売ったものである、と全面否認した。そのため、徒者メリ役等は与左衛門・幸次郎の弁明を覆すだけの根拠（証拠）を得られず、自白を引き出すこともできなかった。結局、彼らを取調べに基づいて犯人と断定することができなかったのである。与左衛門の逃亡は彼を犯人と断定させる材料となったが、逆に幸次郎の吟味を一層困難にした。

しかしながら、徒者メリ役等は、幸次郎には金を受取ったという事実があり、与左衛門と昵懇の間柄であること。また、他に容疑者がいないことを理由に、幸次郎を共犯容疑者と判断し、大肝入に捜査顛末を添えてその身柄を送致したのである。

われわれは、窃盗犯・共犯者の断定については、当時においても極めて慎重な進め方であったという事実を知った。捜査責任者である徒者メリ役が、与左衛門を犯人と断定した根拠は、空俵や売米などの物件的証拠ではなく、本人の逃亡であった。また、幸次郎についてもその共犯が限りなく濃厚とするが、取調べの経緯を記録するにとどめ、共犯者とは断定していない。どうやら、彼らが「その弁明に偽りあり」とする物証を出せない限り、犯人とは断定することが不可能だったようである。もちろん、徒者メリ役等の役割は犯罪の捜査であって、彼らに仕置の権限はなかった。そこで、捜査担当者として極めて慎重な

姿勢で犯人の特定に臨んだと推定されるのである。

1.3 逃亡者の手配

逃亡した与左衛門の搜索は宿（喜左衛門）、番人（長四郎・當兵衛）、組頭（善左衛門）、親類（平之助外）・五人組（平十郎外）・小屋主などが総がかりでおこなった。しかし、本人は行方不明であるため、その「人像衣類（人相・着衣）」の特徴を記した「無行衛御披露書立」（行方不明者手配）がおこなわれたのである。

資料（6）は同（5）の添付文書として作成された。そこには行方不明に至った経緯と逃亡者の特徴・身上（身長、容貌、着衣、屋敷、年齢、鉄砲持の有無など）が記されている。また、この手配書は、与左衛門の親類（平之助）によって書かれ、五人組・組頭・仮肝入が連署するという形式がとられた。これは、与左衛門の犯罪が、彼1人の行為として扱われるのではなく、その親類、五人組も連帯責任をとったことの証しである。

2 村「諸役」負担への異論

この時代、租税の負担は村請制がとられ、村役人（肝入・組頭など）による納入督促が図られた。そうした統制下で各百姓は、御定に従って年貢・村諸役を納め、村掟を遵守する従順な存在であることが期待された。村役人の指示には黙ってしたがうというのが、理想的なイメージである。しかし、ここで取り上げる文書では、年貢（本税）ではないが雑税である「諸役」負担に対する強硬な異論をとる、反抗的ともいえる百姓の姿が書かれている。従順な百姓の姿は微塵もない。むしろ、村役人たちを振り回したたかたたくましい百姓の様子がかがえるのである。

2.1 組頭の願書

1806〔文化5〕年9月、一関領楊生村（現岩手県一関市弥栄）の組頭（養之助）から、仮肝入（仲吉）へ願書「乍恐口上書を以奉願上候事」が出された。その内容は「横目様来村の砌、先年と違い御郡償・御塩金を盆前迄に上納する様、きびしく御仰渡」されたが、伊平以外の組子は、この仰せには異論なく上納したというのである。しかし、伊平は「困窮」と称して、改定された御郡償・御塩金ばかりか、今春以来、夏償・加人馬代・葉大豆など一切の諸役（雑税）を納めていない。そこで、伊平に手を焼き、困り果てた養之助は「仮肝入から伊平に諸色一切を支払う様、申渡してほしい」と依頼したのである。それには「もし、このまま伊平の納付がなければ組頭の御用勤めは続け難く、お役辞退も止むなし」ととれる語調で書かれていた。

この文書で目を引く点は、伊平が「困窮」を理由に償役（郡村入料や助郷役）その他一切の負担を拒否していることである。どうやら、伊平は藩による諸役の徴収時期の変更、徴収方法（村役人の割付）に不満を覚えているようである。養之助は伊平に諸役の割増を申付けるべく、伊平宅に使い番（支番）をやり出頭するよう伝えたが、何の挨拶（返事）もないばかりか「悪口」をいう始末である。そのうえ、「去年から（困窮のため）御塩金・夏償を払った覚えはない」と木で鼻を括った応対であった。

2.2 仮肝煎の願書

養之助がこの文書を出す5ヶ月前、本村仮肝入（仲吉）は大肝入（瀧澤満七）に対して、持病悪化を理由に役職辞退の願書「乍憚口上書を以奉願候事」を提出している。曰く「持病が悪化して歩行困難な状態になった。かかる状態では御用に不都合も生じ兼ねないので、慈悲をもってお役を放免願いたい」との内容である。村役を辞退するときは、家督相続人を後継に立てるのが、当時の慣習であったと考えれば、この仲吉の村役を病気で辞退する願出は不自然である。辞退の理由は恐らく口実に過ぎない。本当の理由は本件を含めて、他にもあっ

たと推測できるのである。

2.3 村落体制の弛緩

新沼の村備え初窃盗一件および楊生村の諸役不払一件は、支配に関わる問題であり、村落体制が堅固な時代には想像できなかった出来事であったに違いない。前者は蔵を破って共有財産（初）を盗むという重罪、後者は納税拒否である。いずれも違法行為ないしは違法行為すれすれの行為である。前者のように盗みと売米が容易におこなわれ、その犯行を特定できない状況（環境）は、良きにつけ悪しきにつけ、当時であっても村人の行動範囲はかなり広いことの証拠となる。その結果、村人一人ひとりの動きがつかみにくくなっているのである。後者は、村役人に対する強い異議申し立てないしは公然たる反抗である。違法に近い状態がまかり通り、雑税の徴収責任者である村役人が、その始末に窮するという事態である。まさに藩統治基盤である村落体制に緩みが出ているのである。

両事件は、江戸末期における村の統治体制に弛緩が生じていたことを、図らずも垣間見させてくれるのである。

3 村役と貧農・中農

与左衛門（新沼村百姓）および伊平（楊生村百姓）は、なぜこのような事件を引き起こしたのだろうか。単なる悪心からか、または止むに止まれぬ社会的原因があった故か。両人が村内でどのような階層に位置したのか、また、事件に関わった人物たちはどのような位置にあったのだろうか。彼らの社会階層的な位置を知ることが、両事件を理解する手がかりになると考える。ただし、階層の特定については、両事件が持つ重みを考慮し、与左衛門（新沼村）に重点を置いておこなう。

表1 新沼村の規模比較 (1775-1823年)

	1775 [安永4] 年	1823 [文政6] 年
持高 (貫文)	田代 26貫563文 畑代 9貫850文 (内御蔵入 2貫692文) (内御給所 33貫722文)	田代 26貫552文 畑代 8貫880文
人頭	57 (但名子水呑借家無)	53
人口 (人)	286	297
男 (人)	153	148
(内老男・長男・童男)	—	(10・95・43)
女 (人)	133	149
(内老女・長女・童女)	—	(22・87・40)
内5歳以下男女	—	29
馬 (頭)	33	—

1) 1775 [安永4] 年は「風土記御用書出」

2) 1823 [文政6] 年は「磐井郡東山新沼村本地一人前永代帳」

3.1 与左衛門・伊平と社会階層

1775 [安永4] 年と1823 [文政6] 年の新沼村を比較すると、表1に示すとおりである。48年を隔てた両年の諸指標には大きな変化はみられない。この村の食糧生産高からみた人口扶養力は、290人前後であった。

19世紀の百姓の階層について、明確な定義を記した公式文書は管見では存在しない²⁾。そこで、1824 [文政7] 年の人数改帳から階層構成表をつくってみた。その結果、各百姓の階層は表2の通りに区分された。

表2 新沼村の百姓階層区分

区分	範囲	戸数	備考
上民層	600～1457文	19	内1000文以上は3戸
中民層	300～600文未満	19	
下民層	4～300文未満	15	内100文未満は7戸
合計		53	

表3 新沼村備初窃盗届書の登場人物

登場人物	名前	年齢	戸主	区分	持高
被疑者	与左衛門	49	戸主	下民	139文
共犯者(伊之助孫)	幸次郎	25	非	上民	伊之助家族
仮肝入	惣左衛門	69	戸主	中民	519文
蔵主・組頭	善左衛門	44	戸主	上民	1127文
幸次郎祖父	伊之助	82	戸主	上民	747文(他入作294文)
幸次郎兄	卯蔵	30	非	上民	伊之助家族
与左衛門親類	平之助	53	戸主	上民	656文
宿	喜左衛門	47	戸主	下民	211文
番人	長四郎	59	戸主	上民	1018文
番人	當兵衛	49	戸主	中民	419文
徒者メリ役	貞蔵	不明	—	—	大肝入配下(他村民)

次に、与左衛門一件に登場する人物の属性を知るため、表3を作成した。

新沼村の与左衛門はどの階層に属するのであろうか。彼は同年の人数改帳にはこう登録されている。

与左衛門 49歳、持高 139文、檀那寺：真言宗吉祥寺、
家族：母(74歳)、女房(48歳)、男子(14歳)、女子(9歳)

本村には水呑は存在しなかった。与左衛門の持高はわずか139文に過ぎず、「表2」の新沼村百姓階層区分にあてはめると、下民層に入る。持高139文の家計は、持高すべてを米収穫高に換算すると139升であり、年貢納付後に残る米は(仮に五公五民とすると)70升のみで、収入としては話にならない。与左衛門の家では副収入となる麦・野菜・その他の農作物を作っていたであろう。しかし、持高から見て苦しくかつ極めて貧しい人頭百姓であったのは間違いないことである。

これに対して、楊生村の伊平の階層は、与左衛門のそれとはかなり異なる。文化13年の人数改帳資料(4)に登録された伊平は次の通りである。

伊兵衛(伊平) 52歳、持高 583文、檀那寺：禅宗長安寺
家族 女房(55歳)、男子(38歳)、同女房(32歳)、男子(7歳)

表4 楊生村納税拒否一件の登場人物

登場人物	名前	年齢	戸主	新沼村にあてはめた階層区分	持高
組子（納税拒否者）	伊平	52	戸主	中民	583文
組頭	養之助	17	戸主	中民	580文
仮肝入	仲吉	51	戸主	上民	888文
新組頭	小右衛門	36	戸主	中民	575文
新仮肝入	宗右衛門	25	戸主	上民	1443文

1) 新組頭の持高は1816 [文化13] 年人数改帳による

2) 新仮肝入の持高は1828 [文政11] 年人数改帳による

伊平一件に登場する人物の属性（持高）は表4の通りである。伊平が属する五人組（10戸、48人）の平均持高は528文（中位数537文）、最高持高701文、最低持高345文である。伊平の持高を新沼村百姓階層区分にあてはめると、彼は中位層にあたる。また、伊平の組内での持高は上位から数えて2番目である。要するに、彼は決して困窮者ではないのである。

村役人は、大旨上百姓（一部中百姓）が務めた。藩に対して村請制の責任を負い、村人に対してそれなりの権威を有していたと考えられる。伊平一件では、村役人（養之助）は組子（伊平）に対して、義務を果たさせるべく、毅然とした対処が求められたであろう。しかしながら、ここでは村役人と組子の立場が逆転しているように見える。従って、伊平は村落体制を危うくし、村役人が職責を果たすうえで甚だ困った存在なのである。

与左衛門と伊平の持高階層は、前者は下民層、後者は中民層である。殊に、伊平は養之助より少し多い高を有しており、組頭になりうる百姓である。こうした実力のある中百姓が、村役人に公然たる反抗ないしは強い不満の態度を示しているのである。

3.2 与左衛門の家と村役人

与左衛門の家歴史を人数改帳で確認しておこう。この一件が起きる34年前の1790 [寛政2] 年には家族が6人（男2、女4）、持高は139文と記されている。

1799〔寛政11〕年には働き手が増加し、家族は一時9人になる。与左衛門が家督を相続した1822〔文政5〕年は夫婦2人の働き手に対して扶養家族は3人(母72歳・童男12歳・童女7歳)である。生活は楽でなかったと考えられる。彼自身は逃亡の翌年に死亡(人数改帳からは死亡の原因は不明であるが、刑死の可能性はある)し、長男(15歳)が家督を相続している。事件当時10歳だった娘は、1833〔天保4〕年に18歳で藤沢村へ嫁いでいる(与左衛門の犯罪が遺された家族に影響を与えたかどうかは資料からはうかがえない)。大飢饉を契機に天保12~13年にかけて持高は139文から82文に減じるが、その後は家族が増加(8人)しつつ明治期に至っている。

一方、楊生村では、納税拒否事件から10年後の1816〔文化13〕年資料(4)によれば、組頭は養之助から忠七に、仮肝入は仲吉から宗右衛門に交代していることが確認できた。弱気な村役人が、反抗的な伊平の対処に相当手を焼いて、退隠に追い込まれたと推定される。この一件は「無理が通って道理がひっこむ」が如き結末となっているようである。村落体制の弛緩はあったと推定しておきたい。

4 糶備蔵

米の豊凶は天候(夏の日照と気温)に大きく左右される。百姓にとって、凶作は死活問題である。彼らが個別に凶作に備えることにはおのずと限界があり、共同で備える方法が考え出され、日本に導入された。それは「社倉」「義倉」と呼ばれ、中国人の発明による。

与左衛門一件から、わずか50数戸の新沼村でも「自分糶備蔵」と称される社倉の存在が確認できた。このような蔵の糶備蓄量、抛出者、抛出割付、糶運用、管理方法などはどのようになっていたのだろうか。資料(5)からはその一端を知ることができる。

4.1 凶作のための粃備蔵

東北地方では、江戸期は3年に1度の割りで凶作が発生していたと言われている。個々の百姓が凶作に備えるにはおのずから限界があり、大凶作が飢饉ともなれば、村人口が半減する危険もあり得る。そのため、江戸期には各藩は「お囲米」として粃や稗を備える一方、村自体が食糧を備えることを推奨した。新沼村の自分粃備蔵の存在は、それを裏付けるものである。

この資料(5)にいう「自分粃備蔵」とは「幕府や藩などの公的な御備蔵」の対義語と考えられ、備粃の運用は村の裁量で行われたと推定される。従って、凶作時には救済に使われ、平年時には上百姓への「貸米」として運用されたであろう(滝本[1916] 127-31)。そのことは、与左衛門の居宅で発見された空俵について「親の代にお囲粃を拝借したもの」と弁明している事実からわかる。

4.2 備蓄の量と効果

新沼村の粃備蓄量は1俵を4斗5升入([滝本1915] 524)として43.5石であ

表5 新沼村備粃の施米可能日数

	1716 [正徳6] 年 佐渡相川 (幕府直轄領達)	1874 [明治7] 年 内務省太政官宛 恤救規則按	1906 [明治39] 年 八澤村窮民救済基準
基準施米量(合)	年齢・性・労働の有無 を問わず1日3合	男女労働者1日5合、老人・病人・15歳未満1年 1石8斗	男女、労働に堪える者1 日5合(50人)、労働に堪えない者1日2合(13人)
新沼村備粃の施米可能日数	202日	121日	138日
各基準を新沼村下民層に適用した場合の1日必要量	189合	315合	276合

- 1) 村持高(生産量) 265.5石、蔵備蓄量 43.5石
- 2) 必要種粃量 5.3石、種粃控除後の備蓄量 38.2石
- 3) 新沼村下民層 15戸、63人

った。この粃は村全体（全戸数53戸、人口297人、平均家族数5.6人）の備蓄か、五人組（組戸数20戸、110人）だけの分かの記載はない。備蓄対象が、全村分ならば1戸あたり8.2斗（1人あたり1.5斗）となり、五人組分ならばそれは21.8斗（1人あたり4斗）となる。

通常、百姓たちの米は年貢米と売米になる。自家保有米として残るのは種粃に若干プラスした量である。当然、凶作になれば自家粃で賄えない分は村備粃に頼ることになる。従って、村で備蓄すべき粃の量は、翌年の村持高に見合う種粃と窮民への施米に必要な量でよいことになる。この備蓄を村全体分として計算すると以下のようになる。

新沼村（持高26貫552文、265.5石の米生産）が必要とする種粃量は、大旨生産高の2%（滝本 [1615] 523-30）の5.3石から2~3.5%（佐々木 [1974] 32-7）の5.3~9.3石である。ここでは、その量は両方に共通する2%の5.3石と仮定する。備蓄量43.5石から必要種粃量を控除すると残量は38.2石である。村必要種粃量の8.2倍である。飢餓で窮するであろう百姓を下民層百姓（15戸63人）と仮定して、彼らに1日いくらの施米をするかでこの村の凶作耐久度がわかる。

しかし、この文書の記載は備蓄量のみで、1人1日当りの施米量はない。そのため、1716 [正徳6] 年の幕府直轄領佐渡相川郷の安値段配給米基準（田中 [2000] 191）、1906 [明治39] 年の八澤村窮民救済基準 [資料 (11)]、1874 [明治7] 年6月の内務省の太政官宛「恤救規則按」（小川 [1956] 288-90）が定めた施米量を新沼村に適用し、施米可能日数を試算し表5に記した。それぞれの施米は労働・非労働、男女、年齢で区分され、大旨1人1日2~5合であった。

ここでは下民層（63人）の施米可能日数を計算する。施米基準は1人1日3合とするが、その理由は、1）対象者の年齢を特定することは難しく、幼児・病人等の人数が把握できない。2）実際に凶作がおきれば「糧もの」などで増量のはかられたことを勘案すれば、一律計算でも支障がない、と考えるからで

ある。その結果、施米日数は、大凡202日分となった（表5）。これなら、村全体の備蓄として十分な量だったと推定できる。

また、この文書には種粃抛出についての記載がないが、それは誰がどのように抛出していたのであろうか。この「自分粃備蔵」が社会³⁾の性格が強ければ、持高あるいは戸割として抛出させたと考えられる。義倉（滝本 [1916] 127-31）の性格が強ければ、大部分を上百姓が半ば義務として抛出したと考えられる。本村では百姓の階層差があり、300文以下の下民層が3分の1存在する。従って、飢饉時の対応は賑濟・賑貸の性格を強くともなったとも考えられるので、上・中百姓がこの備蓄の大半を負担した可能性が高いと推定することができる。

4.3 粃備蔵の管理方法

粃備蔵の管理はどのようにおこなわれていたのか。蔵には「下ケ錠」がかけられ、錠に封印をするという極く簡単な防犯対策で済ましていた。粃蔵の封印を切り取られたことが組頭の善左衛門（蔵主）と仮肝入の惣左衛門に報告され、彼らが、即刻検分に赴いていることから推測して、この両名は蔵の管理者であったと考えられる。また、善左衛門には「蔵主」の肩書が付されていることから、蔵を提供していたことがわかる（村独自の備蔵はなかったようである）。資料（7）に記された両名の持高は、善左衛門1127文（村内3位）、惣左衛門519文（村内中位）である。村の平均持高は510文（中央値475文）であるから、蔵の管理は上・中百姓が担っていたであろう。

しかし、備粃は村と百姓たちを凶作から守る大切な共有財産である。従って、財産が1人の有力者に壟断されない策として、蔵を所有する上百姓とその他の百姓との複数人による管理がおこなわれていたのではなかろうか。また、蔵主も有力百姓の持ち回りであったとも考えられるのである。

むすび

19世紀（江戸末期）の一関領・仙台領内の庶民（百姓たち）は、恐らく種々の農間稼ぎをしながら暮らしを立てたであろう。例えば、わずか139文（1.3石）の持高だった新沼村の与左衛門は、一家5人の生活をどう支えていたのだろうか。この事件からは、人々は極貧百姓の売米を奇異に感じながらも、それ自体を不自然とは考えていなかったらしいのである。そのことは、与左衛門が、弁明の1つとして藤沢の町での売米あげたことでわかる。従って、文政7年当時、貨幣経済（ここでは、米の小規模販売による貨幣取得）は下民（「小前」）層の間でも、浸透していたと見做すことができるのである。ところで、売買には貨幣が必要であるが、田畑からの生産物で手に入れることは不可能だったであろう。この時期の百姓たちは、何を副業として金を入手していたのか、興味のあるところである⁴⁾。

ところで、この村備え初窃盗事件で奇異に感じられる点がある。与左衛門は捕縄されたにもかかわらず、簡単に逃亡できたとはどういうことであるか。さらに、五人組はじめ親類縁者が総がかりで捜索したが、彼を発見できなかったのは何故なのか、という点である。彼は村の大切な共有財産を盗み、現金を懐に入れたとすれば、これは重大な犯罪だったはずである。与左衛門の仕置は、藩法・村法のいずれに拠ったか、否かは、他の文書の発見を俟たなければならない。仙台藩の「御仕置之格」を適用すれば、「こくもん（獄門）」に相当する（高倉 [1988] 872）。一関藩は仙台藩の刑法を準用していたので、仮にこの事件が楊生村で起きたとしても、同様の処分となったであろう（中井 [1986] 256）。当時、錠前を破ることはきわめて重い犯罪であり、家族・親類への縁座が、村そのものや五人組などへの連座が、適用される可能性があった（中田・石井 [1983] 213-4）。しかし、文政7年以後の人数改帳を見ても、この事件が家族に影響を与えた痕跡は見られないのである。この時期の刑罰は犯行者にのみ帰属する、という原則が確立していたと考えられる⁵⁾。

楊生村・伊平一件が如何なる結末となったか不明であるが、一関領内の村落体制に弛みが生じていたと推定できる。本論の主題（文脈）とのかかわりでは、雑税納入を拒否する理由として、恐らく方便であろうが、「困窮」を挙げている点に注意したい。換言すれば、貧困を理由とした税の減免が一般化し、それが経済システムにしっかりと組み込まれていたことを裏書している、と解釈し得るのである。仮肝入（仲吉）・組頭（養之助）と与平とのあいだに、実際に何があったかはわからない。しかし、中民を含む小百姓たちは自己の利害を強く主張し、あからさまに反抗の態度を示している。弱々しさなどのない、実に「したたか」かつ「たくましく」生きているのである。

本稿で紹介した2つの文書はいずれも村方文書である。これらの文書には、現代人の理解を超えることがらの記述があって、われわれはしばしば驚かされる。例えば、本稿で述べた「したたかで、たくましい百姓たち」はその1つである。そこからは、生身の人間の営みや息吹が感じられ、新しい発見がある。筆者は今後もこうした資料に注目していきたい。

【付記】

本稿で使用した資料については、阿部一平氏（一関市）、滝口千尋氏（同市）、岩山越夫氏（藤沢町）、藤沢町役場総務課のご協力を、江戸時代の刑法については、大平祐一氏（法学部）から懇切なご教示を得ました。ここに記して謝意とします。なお、本稿は2006年度立命館大学・学内提案公募プロジェクト研究「19～20世紀日本の前近代・近代型demographic regimeの基礎研究—東北飢饉と疾病・死因・貧困構造把握—」（研究代表・高木正朗）による研究成果の一部である。

注

- 1) 「徒者」（いたずらもの）は治安取締りの対象者になった非行者。「メリ役」は大肝入の配下にあつて、犯人捕縛などに従事する者である。一般に監視・監督の任にあたる（仙台郷土研究会 [1991] 5）。本稿では「大肝入配下で犯罪捜査に従事する者」と解釈する。
- 2) 中民の定義は、旧八澤村文書「凶作ニ関スル情況報告」（1906 [明治39] 年）に次のように記している。
「中民ハ田6～7反ヨリ壺町5反内外薪雜木林ヲ有スルモノ有セサルモノ其半ハア

ルハ本村ノ認メル中民ト称スルモノナリ」

なお、この文書は上民・下民を定義していない。従って、上民は中民の定義を超える者、下民は中民の定義に満たない者と解釈する。

- 3) 社倉の沿革については次のように説明される。「徳川時代の中頃、領主と人民の関係希薄化と新村民の流入などによって、村内の上下関係が崩壊した。その結果、大地主と村民の精神的従属関係は薄れ、大地主が困窮者を救う義務もなくなった。そのため、百姓は自らの身を守る必要から、凶作などの事態に備えた郷党団結的組合を作った。これらの組合（社倉）は、一般に村の長老・先輩が理事・監事を担って運営にあたった。」（柳田 [1973] 87-89）」
- 4) 1824 [文政7] 年当時の副業は不明である。しかし、資料 (8) (9) からわかる1870 [明治3] 年の同地の副業は、下表6の通りであった。事件から46年を経過しているが、新沼の人たちは当時も農業の傍らほぼ同様の副業を営んでいたと考えられる。

表6 農家の兼業

	新沼村	増澤村
戸数 (人)	47	75
桶結	2	9
鉄砲持主	4	3
木挽	2	4
大工	2	1
莫莖織		2
馬口勞		2
麴室師	1	

- 1) 新沼村は明治3年7月付
陸中国磐井郡新沼村戸口文書
- 2) 増澤村は明治3年7月付
陸中国磐井郡増澤村戸口文書

- 5) 村役人同意の上で、親類・五人組が連帯して弁済することを前提に、彼を逃亡させたのではないかと推定できる。

参考文献

- 小川正亮 [1956] 「恤救規則の成立—明治絶対主義救貧法の形成過程—」 福島正夫 (編) 『戸籍制度と「家」制度—「家」制度の研究—』 東京大学出版会。
- 神崎直美 [1998] 『近世日本の法と刑罰』 巖南堂書店。

- 佐々木潤之介 [1974] (2005改版) 『日本の歴史15—大名と百姓』中央公論新社。
 仙台郷土研究会 [1991] 『仙台藩歴史用語辞典』。
 高倉淳 [1988] 『仙台藩刑罰記』(私家版)。
 滝本誠一(編) [1915] 『日本経済叢書(巻8)』日本経済叢書刊行会。
 滝本誠一(編) [1916] 『日本経済叢書(巻26)』日本経済叢書刊行会。
 田中圭一 [2000] 『百姓の江戸時代』ちくま新書。
 中井陽子 [1986] 『原田文書』(私家版)。
 中田薫・石井良助 [1983] 『日本法制史講義』創文社。
 中鉢正美 [1975] 『現代日本の生活体系』ミネルヴァ書房。
 宮城県史編纂委員会 [1959] 『宮城県史27(資料編5)』宮城県史刊行会。
 柳田國男 [1973] 『定本柳田國男集(第16巻)』筑摩書房。

〔資料〕

凡例

1. 漢字は、原則として常用漢字を用いた。
2. 助詞として用いられている「而」「与」「者」「江」「茂」「之」「尔」を除き、原則として現行の仮名に改めた。
3. 返り文字(被、為、在、有)は原文のままとした。
4. 判読できない文字は□で表示し、推定文字は「カ」をつけた。

資料(1)「新沼村備初窃盗届書」(半切紙縦紙)

東山新沼村凶歳為凌之、御村自分初
 備蔵下ケ錠印符被切取候段、過ル十七日右
 蔵主組頭善左衛門・仮肝入惣左衛門江申出候ニ付
 同人早速罷越見届申候処、印符切取下ケ
 錠押明候事ニ相見得候間相改申候処、初九拾
 六俵三斗之内式拾六俵不足ニ罷成候、被盜取候義ニ
 相見得候処、御村方吟味仕疑敷者ハ家さかし
 等ニ而茂仕候段、口上を以一応御承知申上候上、

翌十八日、徒者^メり役一同組頭中引添吟味
 仕候処、同村御百姓与左衛門義右圍藏より居
 家迄森越ニ而細道壺丁程も在之、至而手近之
 者ニ御座候処、右細道所々江^ハ初式三粒も居家
 前山際迄こぼれ落居先以怪敷、右与左衛門義
 前々行跡不宜唱茂在之者ニ御座候間、同人
 居家相改申候処明俵拾^ハ俵在之、右之内
 糠入四俵并上菰九枚在之、かゝ里繩切取候
 俵之分茂相見得候之處、右之者至而困窮
 渴々相続之者ニ御座候処、藤沢町江売米相出候
 由茂相聞得、彼是甚疑敷者ニ御座候間、始末之上
 承届申候処、右御備^ハ初等盜取候義一圓覚
 無御座、右上菰明俵等者親之代より御圍^ハ初拝借
 仕候分取仕廻置候之由、売米相出候義者同村
 伊之助孫幸次郎方より被相頼^ハ初方仕候由ニ申出候間、
 藤沢町誰方江相^ハ初候段承届候得者、名前等
 相覚不申由不分明之申出ニ御座候得共、夜中ニも
 及候間何レ明日承届吟味可仕、組合^メり首尾
 仕置候処、翌十九日昼四ツ時頃逃去無行衛
 相成候段、宿喜左衛門並番人長四郎・當兵衛一同
 申出候段、組頭善左衛門申出候ニ付、早速右宿江
 罷越親類・組合手分仕、為相尋候上小屋主等呼
 取、供々近^ハ刃心付之所相尋候得共、弥行衛
 相知不申、此段者人像衣類書立を以別而御披露
 申上候通ニ御座候処、扱亦右様逃去候程之義ニ
 御座候間、右之者所行ニ相違在之間敷候得共
 余品与違俵物数十表持運候義者、壺人之

所為ニ茂在御座間敷、外ニ相手之者も可在之
 蜜々承抜候処、伊之助孫幸次郎義前々より
 右与左衛門江諸事熟意ニ馴合居、売米等相頼候
 義ニ而部屋住之身体不分明之義ニ奉存候間、彼是
 承届申候処、去年十一月中之事ニ御座候処、祖父
 方ニ而手持衣□^カ迎も一圓致呉不申、無抛祖父ニ相隠
 粉三斗五升与左衛門江相頼挽方売払右代
 六百文受取、其後増澤村幸之助方江散田立付
 致候出米之内、三斗入壺駄是亦祖父ニ相隠
 与左衛門相頼、当三月十七日藤沢町江相出売払
 右金壺切半ト其代貳拾四文、四斗五升之惣場相払
 候由ニ而請取候段申出候所、三斗入壺駄都合六斗ニ
 在之、惣場江対シ過ニ金代受取候義、先以不分明之
 義ニ候間、唱之通与左衛門江同意御村備粉盜取
 相払候訳ニ者無之哉、折入承届候得共、右様之
 義仕候覚無御座由申出ニ御座候得共、過ニ金代
 受取候与申茂不分、諸事祖父ニ相隠何時茂
 与左衛門相頼売払候義者疑敷義ニ御座候間、始末之上
 厳ニ承届申候得共、外ニ覚無御座候、押而指募リ
 申出拙者共手前ニ而□□ニ押極可申上様無
 御座候間、縄付ニ而組合メリ番首尾仕置候上、メリ役
 連判を以如斯御披露申上候間、御吟味被成下度奉在候
 右幸次郎義、前々より与左衛門江至極熟意諸事
 馴合居候者ニ風唱御座候間、此段共如此申上候、以上、
 徒者メリ役

貞藏[㊦]

文政七年五月二十日

新沼村仮肝入

惣左衛門[㊤]

大肝入

白石東吉殿

資料(2)「無行衛御披露書立」(半切紙縦紙)

東山新沼村御百姓山小家

屋敷与左衛門義、

御村自分備糶盗取候由吟味中繩付之儘二而、

昨十九日昼

四ツ時頃無行衛罷成申候ニ付

人像衣類書立を以御披露

申上候御事

一 与左衛門当四拾七歳

一 長五尺三寸程

一 面長色黒鼻嶺走目ニ角在

一 中鬢月代十日斗以前剃申候

一 木綿裕 壹つ

但表千草洗晒所々切損在之

裏ハ古物尔てぬ以合々物於何色と申

見分無御座候

一 帶 一筋

但細帶ニ而色千草切物

一 下帶 一筋

但白洗さらし

右之外錢^カ道具無御座候

右之通人像衣類ニ而無行

衛罷成申候、右与左衛門義品在之
 徒者メリ役貞蔵繩相懸
 拙者共江相渡申候ニ付、宿申渡
 御村番人相付置申候処、昨昼
 四ツ時頃小便仕度由ニ付、番人
 之者共相付外江相出申候処、
 与風翔出し、生繁候山江翔入申候
 尔付、番人之者共直々追翔申候
 得共、生繁候松葉山之義行
 衛見失候段、組頭善左衛門方江
 申出候間、親類・組合不殘相出
 所々色々相尋申候得共、行衛
 相知不申候間、如此御披露申上候、
 右与左衛門義親類・鉄砲持ニも
 無御座候、以上、

新沼村右与左衛門親類
 平之助

文政七年

五月二十日

五人組

平十郎
 庄兵衛
 左太郎
 惣右衛門
 喜左衛門
 順太
 万右衛門

長治

栄太郎

傳之助

當兵衛

長四郎

三五郎

伊之吉

善吉

組頭

善左衛門

同村仮肝入

惣左衛門

資料(3)「乍恐口上書を以奉願上候事」(切紙)

乍恐口上書を以奉願上候事

一拙者儀年来組頭御用被仰付相勤罷有候処、
 組子之内伊平と申者当春より夏償・御塩金・
 加人馬代并葉大豆・諸色等迄一切上納不仕
 者ニ御座候得バ、其節御村横目様御出村之
 砌、御稠敷被仰渡候通、先年ト違御郡償・御塩
 金盆前迄ニ一字上納仕候様被仰渡ニ付、残り
 組子之者共夫々為上納仕罷有候所、扱又伊平
 義ハ困窮と乍申御田地等も少々持添へ
 仕候上ニハ、諸償等も相増上納可申儀ト奉存候、
 拙者方江罷越候様申付候而も挨拶も無之、
 御用御滞りと相心得申候、御時節柄之儀ニ
 御座候得共、組合之者共日数何ト申儀も無之、伊平方江

支番指向候得共、右伊平儀ハ先年より
御塩金并夏償共ニ一字上納仕候義覚無之なと
と申候、其外悪口等申出甚不都合之身持ト
奉存候、此御時節柄ニ御座候得共、御受石并
御年貢御割合被仰渡候処、定而右同人義ハ
拙者義無據茂扱及兼候、御時節柄奉勘弁
候得共御用御滞ニ相成候而ハ拙者義勤柄ニも
相当り不申故達上申候、何分宜敷被仰上被
下置度奉願上候、以上、

楊生村組頭願人

養之助^印

文化五年九月

仮肝入

仲吉殿

資料(4)「乍憚口上書を以奉願候事」(切紙)

乍憚口上書を以奉願候事

一拙者義文化元年親肝煎久郎左衛門病死仕候ニ付、
跡仮役被仰付難有奉承知当年迄五ヶ年
相勤罷在候所、拙者義兼而之持病指発り、尤
歩行相叶不申、右御用相勤兼候躰無扱仕合ニ
奉存候、御時節柄ヲ奉考弁候、万一御用
御隙等仕候而ハ弥以無扱奉存候条、乍憚御慈
悲を以御用御免被下置度奉願候条、依而親類
書判を以奉願候、何分宜敷被仰上被下置度
奉願候、以上、

楊生村仮肝煎

仲吉

文化五年四月

親類

幸作^⑨

大肝肝煎

瀧沢満七殿